

環境配慮推進状況評価表（事業種類別）

部局名：農林部

事業種名：農業農村の整備 ②ほ場整備事業

1 取組の概要

本事業は、農地の区画整理を主要な工事として、併せて道路、水路等の整備を行うものである。事業の実施にあたり埼玉県環境配慮方針に基づき、農村環境の保全や生態系への配慮など、環境への負荷を軽減するための取り組みを行っている。

2 主な成果

水路底にはコンクリートを打設せず2面護岸とし、魚類や水棲生物の生息環境に配慮したほか、法面を土羽処理とし、自然植生の導入を図った。

3 今後の方針

ほ場整備事業は、主に農家私有地を整備するため、環境配慮に取り組む各段階において、関係農家の理解と合意が必要であるほか、地域住民等の積極的な参加を促し、地域一体となり整備を進めていく。

4 課題

環境配慮の取り組みは、事業の実施だけではなく施設の維持管理においても費用や労力が必要となる。農業農村整備事業では、原則として事業費の地元負担があるほか、施設の維持管理も地元で行っている。そのため、取り組みにあたり地元農家や施設管理者の理解と協力が不可欠であるほか、地域住民等の参加による施設維持管理の仕組みを構築する必要がある。

5 事業一覧

別表－2のとおり

別表－２ 個別評価事業一覧

事業年度：平成 30 年度

部局名：農林部

事業種名：農業農村の整備 ②ほ場整備事業

番号	事業名	配慮事項 ・段階	該当 チェック数	実施 チェック数	環境配慮 実施率	総合評価
1	ほ場整備事業（下小坂・平塚）	施工段階	16	14	87.5	4
2	ほ場整備事業（鴻巣・行田）	施工段階	18	16	88.9	4
3	ほ場整備事業（発戸）	施工段階	9	9	100.0	5
	合計		43	39		

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 東松山農林振興センター

事業の種類	8 農業農村整備 ② ほ場整備事業	事業名	ほ場整備事業 (下小坂・平塚地区)
事業の規模	区域面積 A=36.1ha	実施場所	川越市大字下小坂、平塚地内
計画期間	平成28年度～平成30年度	段階	施工段階
事業の概要： 本地区内の水路は断面が足りないため、下流の水田では用水不足の発生や排水不良が生じており、また、道路も狭小であるため、農業機械の通行が困難な状況である。 ほ場整備事業の実施により、ほ場の大区画化や道路、用水路及び排水路を整備し、担い手の育成や農地の集積を行うことで、農業経営の体質強化を図るものである。			

※別表-1を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ 構造物の基礎や農道の敷き砂利施工に当たっては再生材を使用した。
- ・ 排水路の護岸においては、コンクリート3面張りではなく、水路底が土となる2面護岸を採用し、生態系へ配慮した。
- ・ 景観配慮として、道路、排水路の法面については土羽処理とし、自然植生の導入を図った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

1. 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
2. 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表一 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	ほ場整備事業（下小坂・平塚）
-----	----------------

	配慮時期	チェック			
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現					
基本的配慮事項 1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別事項	① 工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。	○	○	✓	✓
	② 環境対策型建設機械の採用を図る。	○	○	✓	✓
基本的配慮事項 2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別事項	① 地形改変の少ないルートや工法を検討する。	○	○	✓	✓
	② 切盛土量の抑制を図る。	○	○	✓	✓
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	✓	✓
基本的配慮事項 3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別事項	① 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。	○	○	✓	✓
	② 現場発生品などの再利用に努める。	○	○	✓	✓
	③ 工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。	○	○	✓	✓

	配慮時期	チェック			
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保					
基本的配慮事項 1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別事項	① さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	—	—
	② 環境保全に配慮した施設配置に努める。	○	○	✓	✓
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	✓	✓
	④ 緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。	○	○	✓	✓
	⑤ 地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○	—	—
基本的配慮事項 2 農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	① 寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。	○	○	—	—
	② 歴史的な施設について保全と活用を図る。	○	○	—	—
	③ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。	○	○	—	—
	④ 景観変化の緩和に配慮する。	○	○	✓	✓

基本的配慮事項 3

農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。

個別事項	① 都市と農村の交流やうらおいの場を創出する。	○	○	✓	
	② 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○	✓	

基本方向 3

県民等の自主的取組の促進

配慮時期		チェック	
調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施

基本的配慮事項 1

事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。

個別事項	① 農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。	○	○	✓	✓
	② 農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。	○	○	✓	✓

実施率 (b/a (%))	合計 (a)	合計 (b)
87.5	16	14

【記入方法】

1. 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
2. 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	4
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 加須農林振興センター

事業の種類	8 農業農村整備 ② ほ場整備事業	事業名	ほ場整備事業 (鴻巣・行田地区)
事業の規模	区画整理 A=74.7ha	実施場所	鴻巣市広田、屈巢、行田市埼玉地内
計画期間	平成28年度～平成33年度	段階	設計・施工段階

事業の概要：

本地区内の用水路は勾配が緩やかであるため、下流の水田では用水不足の発生や排水不良が生じており、また、道路も狭小であるため、農業機械の通行が困難な状況である。

ほ場整備事業の実施により、ほ場の大区画化や道路、用水路及び排水路を整備し、担い手の育成や農地の集積を行うことで、農業経営の体質強化を図るものである。

※別表－1を添付する。

総合評価

4

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

事業区域は、鴻巣市田園環境整備マスタープランでは「環境配慮区域」、行田市農村環境計画では「農業生産ゾーン」に位置づけられており、農業生産性を損ねない範囲内において自然環境へ配慮することとなっている。このため、現在の自然環境の維持を基本とし、自然環境の多様性の保全、創出、移動経路を確保した。

- ① 排水路の水路底に30cm程度の深みを設ける。
- ② 道排水路の法面を土羽処理とし、植生導入を図る。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

1. 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
2. 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表一 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	ほ場整備事業（鴻巣・行田）
-----	---------------

	配慮時期	チェック			
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現					
基本的配慮事項 1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別事項	① 工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。	○	○	✓	✓
	② 環境対策型建設機械の採用を図る。	○	○	✓	✓
基本的配慮事項 2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別事項	① 地形改変の少ないルートや工法を検討する。	○	○	✓	✓
	② 切盛土量の抑制を図る。	○	○	✓	✓
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	✓	✓
基本的配慮事項 3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別事項	① 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。	○	○	✓	✓
	② 現場発生品などの再利用に努める。	○	○	✓	✓
	③ 工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。	○	○	✓	✓

	配慮時期	チェック			
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保					
基本的配慮事項 1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別事項	① さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	✓	✓
	② 環境保全に配慮した施設配置に努める。	○	○	✓	✓
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	✓	✓
	④ 緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。	○	○	✓	✓
	⑤ 地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○	—	—
基本的配慮事項 2 農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	① 寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。	○	○	—	—
	② 歴史的な施設について保全と活用を図る。	○	○	—	—
	③ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。	○	○	✓	✓
	④ 景観変化の緩和に配慮する。	○	○	✓	✓

基本的配慮事項 3

農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。

個別事項	① 都市と農村の交流やうらおいの場を創出する。	○	○	—	—
	② 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○	—	—

基本方向 3

県民等の自主的取組の促進

配慮時期		チェック	
調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施

基本的配慮事項 1

事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。

個別事項	① 農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。	○	○	✓	
	② 農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。	○	○	✓	

実施率 (b/a (%))	合計 (a)	合計 (b)
88.9	18	16

【記入方法】

1. 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
2. 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	4
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 加須農林振興センター

事業の種類	8 農業農村整備 ② ほ場整備	事業名	ほ場整備事業 発戸地区
事業の規模	区画整理工 A=40.9ha	実施場所	羽生市大字発戸地内他
計画期間	平成27年度～平成30年度	段階	施工段階
事業の概要： ほ場整備事業（埼玉型）の実施により、ほ場の区画拡大や道路、用排水路を整備し、担い手農家の育成と担い手への農用地利用集積を進めるために必要な農業基盤の整備を行う。 ・区画整理工 A=40.9ha ・水路工 L=9.0km ・農道工 L=5.8km			

※別表－1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ 整地工において切盛土量を少なくするような工法を選定し、自然環境への負荷軽減を図った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表－1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	ほ場整備事業（発戸）
-----	------------

基本方向1 環境への負荷の少ない地域社会の実現		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本的配慮事項1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別事項	① 工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。		○	レ	レ
	② 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	レ	レ
基本的配慮事項2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別事項	① 地形改変の少ないルートや工法を検討する。	○	○	レ	レ
	② 切盛土量の抑制を図る。	○	○	レ	レ
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	－	－
基本的配慮事項3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別事項	① 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するように努める。		○	レ	レ
	② 現場発生品などの再利用に努める。		○	レ	レ
	③ 工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。		○	レ	レ

基本方向2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本的配慮事項1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別事項	① さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	－	－
	② 環境保全に配慮した施設配置に努める。	○	○	－	－
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	－	－
	④ 緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。	○	○	－	－
	⑤ 地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○	－	－
基本的配慮事項2 農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	① 寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。	○	○	－	－
	② 歴史的な施設について保全と活用を図る。	○	○	－	－
	③ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○	－	－
	④ 景観変化の緩和に配慮する。	○	○	－	－

基本的配慮事項 3					
農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。					
個別事項	① 都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	○	○	－	－
	② 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○	レ	レ

基本方向 3	県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本的配慮事項 1					
事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。					
個別事項	① 農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。	○	○	－	－
	② 農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。	○	○	レ	レ
		実施率 (b/a (%))	合計 (a)	合計 (b)	
		100	9	9	

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。